

2 知事は、前項の規定により調査を行う場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出又は説明を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第八条縦下・一部改正)

(危害防止勧告等)

第十一条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が危害商品等であると認めるときは、その危害を防止するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、県民に対し、速やかに、情報を提供するものとする。

2 知事は、前項の規定により勧告をした場合において、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとった措置及びその結果について報告を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第九条縦下・一部改正)

第三章 表示の適正化等

(平一六条例五三・章名追加)

(表示の適正化)

第十二条 事業者は、消費者が商品等を購入し、又は利用しようとする場合において、容易に選択ができ、かつ、適正に使用若しくは利用又は廃棄ができるようにするため、その供給する商品等の品目、使用方法その他の必要な事項を正しく、かつ、分かりやすく表示するよう努めるものとする。

(平一六条例五三・追加)

(規格の適正化)

第十三条 事業者は、商品等の品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、商品等について適正な規格を定めるよう努めるものとする。

(平一六条例五三・追加)

(計量の適正化)

第十四条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が不利益を被ることがないよう、適正な計量をしなければならない。

(平一六条例五三・追加)

(容器及び包装の適正化)

第十五条 事業者は、その供給する商品について、消費者がその内容、量目等を誤認することができないようにするために、適正に容器を用い、及び包装を行うよう努めなければならない

ない。

(平一六条例五三・追加)

(広告の適正化)

第十六条 事業者(広告代理事業及び広告媒体事業を行う者を含む。)は、商品等に関する広告について、消費者が選択を誤るおそれのある表現を避け、消費者が商品等を適切に選択するために必要とする情報を明確かつ平易に提供するよう努めるものとする。

(平一六条例五三・追加)

(自動販売機等の管理の適正化)

第十七条 事業者は、自動販売機その他これに類する機械(以下「自動販売機等」という。)により商品等を供給する場合は、自動販売機等について適正な管理を行い、及び自動販売機等の見やすい箇所に自動販売機等の管理者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示しなければならない。

(平一六条例五三・追加)

(自主基準の設定)

第十八条 事業者又は事業者団体(事業者が組織する団体をいう。以下同じ。)は、消費者の信頼を確保するため、第十二条から前条までに規定する事項その他消費生活の安定及び向上を図るために必要な事項に関する基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 事業者又は事業者団体は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

3 知事は、事業者又は事業者団体に対し、自主基準の設定及び変更並びに遵守について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平一六条例五三・旧第十一条縦下・一部改正)

(県の基準の設定)

第十九条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要があると認めるときは、第十二条から第十七条までに規定する事項に関する事業者が遵守すべき基準(以下「県の基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(平一六条例五三・旧第十二条縦下・一部改正)

(県の基準の遵守義務)